

令和4年神審第11号

裁 決

貨物船A定置網損傷事件

受 審 人 a 1

職 名 A一等航海士

海技免許 六級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の六級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和3年11月23日02時21分半少し前

和歌山県新宮港南方沖合

2 船舶の要目

船種船名 貨物船A

総トン数 343トン

全 長 51.95メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、操舵室前部中央に操舵スタンド、その左舷側にレーダー2台及びGPSプロッターを、右舷側に機関遠隔操作盤をそれぞれ装備し、船橋航海当直警報装置を備えた船尾船橋型鋼製貨物船で、船長a2及びa1受審人ほか1人が乗り組み、空倉のまま、船首2.0メートル船尾3.2メートルの喫水をもって、令和3年11月22日09時15分名古屋港を発し、荒天に備えるため、同港港外に投錨して海水バラストを張ったのち、16時35分抜錨して新宮港沖合を經由する予定で、岡山県水島港に向かった。

ところで、新宮港南方沖合には、宇久井駒埼灯台から094.5度（真方位、以下同じ。）620メートル、124度1.17海里、085.5度1.27海里及び045.5度1,650メートルの各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの期間、和歌山県知事から受けた定置漁業免許に基づく免許番号和定第14号と称する漁場区域（以下「14号区域」という。）が設定され、毎年10月20日から翌年7月31日までの間、同区域内に定置網が敷設され、同網の周囲には、いずれも光達距離3.0海里で毎4秒に1回の黄色閃光を発する簡易標識灯6基が設置されていた。

また、a2船長は、名古屋港で、前任機関長が急きよ下船したことから、前任一等航海士の職務を機関長に、a1受審人の旧二等航海士の職務を一等航海士にそれぞれ変更して同港を発航し、名古屋港港外を抜錨後、20時までを自身、20時から24時までを部門間兼務が認められていない機関長、00時から02時までを自身、02時から05時までをa1受審人、05時以降を自身がそれぞれ入直する単独の船橋当直体制とし、1日の最長航海時間が16時間以下となるよう

に和歌山県田辺港港外で、投錨仮泊することとしていた。

そして、a 1 受審人は、21日は08時頃から12時頃まで船橋当直、13時頃から17時頃まで甲板作業及び20時頃から23時30分頃まで再度船橋当直を行ったのち、睡眠をとろうとしたものの、寝付けずに翌22日の朝まで、まどろんだだけで06時頃から揚荷準備作業を行い、07時頃名古屋港に着岸後、揚荷作業、離岸作業に続き、同港港外に投錨したのち、海水バラストを張る作業を行い、16時35分に抜錨後、航海当直に備えて睡眠をとろうとしたところ、21日と同様に寝付けずにまどろんだだけであったことから、睡眠不足の状態であった。

a 2 船長は、翌23日00時頃三重県三木崎東方沖合で、機関長から引き継いで船橋当直に就いて紀伊半島沖合を南下し、01時15分同県鵜殿港北東方沖合に至ったところで、体調が悪くなったことから、機関長と船橋当直を交替した。

a 1 受審人は、新宮港北東方沖合で昇橋し、01時49分宇久井駒崎灯台から038度6.31海里の地点で、機関長から引き継いで船橋当直に就き、針路を216度に定めて自動操舵とし、10.9ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行し、02時10分宇久井駒崎灯台から040.5度2.47海里の地点に達し、針路を204度に転じた。

針路を転じたとき、a 1 受審人は、周囲に他船を認めなかったことから、操舵スタンド後方の椅子に腰掛けたところ、睡眠不足から、眠気を催したが、まもなく沖合に向けて再び転針するので、居眠りすることはないものと思い、立ち上がって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 1 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠り

に陥り、5分で作動するように設定された船橋航海当直警報装置の警報が発せられないまま続航し、02時21分半少し前宇久井駒埼灯台から091.5度1,430メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、14号区域に敷設された定置網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力5の北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

a2船長は、自室で休息中、a1受審人からの船内電話で乗り入れの事実を知って事後の措置に当たった。

その結果、Aは球状船首に擦過傷を、定置網は導網等に損傷をそれぞれ生じたが、のちにいずれも修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件定置網損傷は、夜間、新宮港南方沖合において、水島港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、14号区域に向首進行したことによって発生したものである。

a1受審人は、夜間、新宮港南方沖合において、水島港に向け、単独の船橋当直に就き、自動操舵によって航行中、睡眠不足により眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、立ち上がって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、まもなく沖合に向けて再び転針するので、居眠りすることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、14号区域に向首進行して同区域に敷設された定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa1受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の六級海技士（航海）の業務を

1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年1月12日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭